

守口市いきいきふれあい作品展覧会実施要領

- 1 趣 旨 高齢者の創作意欲と生きがいを高めるため、60歳以上の市民を対象とした作品展覧会を実施し、文化意識の高揚と高齢者福祉の向上に寄与する。
- 2 展示会期 令和6年8月8日(木)～8月11日(日) 10時から16時
- 3 会 場 守口市役所 1階 市民会議室104・105
- 4 主 催 守口市
- 5 出品規程
 資格 満60歳以上の守口市市民(職業作家を除く)
 部門 絵画・書道・陶芸・写真・俳句・手芸・短歌・川柳
 点数 一人一部門につき1点
 出品料 無料
 規格 絵画:4号～30号以内
 書道:寸法は 1.1㎡(12平方尺)以内。縦横自由とします。
 写真:A4以上全紙まで。パネルまたは額装、紐付きとします。
 川柳:通常はがきサイズとします。
- 申込 作品搬入時に、下記の書類を添付して下さい。(書類は準備しています)
 ○申込書兼出品目録 ○作品貼り付け票 ○作品ケース貼り付け票

出品にあたっての注意

- ・主催者は、応募作品の管理に十分注意を払いますが、不慮の災害・事故による作品の破損・亡失等については、責任を負いません。
- ・作品の展示・審査についての異議は申し立てることはできません。
- ・展示作品は、期間中には返還することはできません。
- ・作品の荷造運送の費用は、すべて出品者の負担とします。
- ・応募作品は、自作未発表のものに限ります。
- ・作品は、出品者において、適当な装飾及び展示装備をしなければなりません。
- ・作品の形状表装等がいかなるものであっても、同一意匠による一個の作品と認めることのできるものは、2個以上に分離したものであっても、これを一点とみなします。

イ 作品を受領したときは、直ちに預かり証を交付します。

※川柳部門は作品返却希望者のみ、預かり証を発行します。

ロ 前項の預かり証を紛失したときは、その旨を高齢介護課まで届け出て下さい。

6 作品受付

場 所	期 間	時 間
守口市役所 6階 学校ICT研修室 <small>*他公務により場所変更する場合がございます。</small>	令和6年8月2日(金)～4日(日)	10時から16時

※川柳部門は郵送による受付も可 8月2日(金)～8月5日(月)必着

※送付先(川柳部門のみ) 〒570-8666 守口市京阪本通2-5-5
守口市健康福祉部高齢介護課 宛

7 作品返却

場 所	期 間	時 間
守口市役所 1階 105会議室 <small>*他公務により場所変更する場合がございます。</small>	令和6年8月14日(水)～16日(金)	10時から16時

※川柳部門は、希望者のみ作品の返却を行います。

8 作品発表

イ 出品された作品は、全て守口市役所市民会議室104・105にて展示します。

ロ 展示した作品は、会期中には返還することはできません。また、入賞作品はこれを撤回することはできません。

9 表 彰

優秀な作品には、下記の敬老式典で表彰し、賞状等を授与しますので出席をお願いします
いきいきふれあい祭り・敬老式典

令和6年9月13日(金) 守口文化センター(エナジーホール)

市長賞 市議会議長賞 老人クラブ連合会長賞 総合美術協会賞	各賞1部門につき1点
市民賞	上述の賞を獲得した作品以外から1点